

八代市監査委員公告第 6 号

地方自治法第 199 条第 1 2 項の規定に基づき、定期監査の結果に対する措置状況報告書を、別紙のとおり公表します。

平成 28 年 10 月 17 日

八代市監査委員 江 崎 眞 通

八代市監査委員 藤 崎 智

八代市監査委員 上 村 哲 三

定期監査結果に対する

措置状況報告書

(平成28年10月)

八代市監査委員

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名                    市立病院

監査対象年度                平成 2 7 年度

監査実施期間                平成 2 8 年 5 月 2 3 日 ～ 平成 2 8 年 6 月 1 5 日

指摘事項	<p>空調機取替について、誤って請書及び請求書に記載された額と異なる金額を支払い、後日、戻入を行ってあった。</p> <p>支出負担行為及び支出命令の起案に関しては、証拠書類との照合・確認を十分行う必要がある。</p> <p>起案者だけでなく、決裁者も証拠書類と起案内容を確認し、過誤払いとならないように事務処理を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>起案者のみならず、決裁者による、証拠書類との照合・確認を再徹底しています。</p> <p>今後は、過誤払いとないように事務処理を行います。</p>

八代市監査委員 様

八 代 市 長

## 定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

## 記

課 かい 名 水道局

監査対象年度 平成27年度

監査実施期間 平成28年 5月23日 ~ 平成28年 6月15日

指摘事項	<p>水道のメータの検定有効期間の満了に伴い委託業者がメータ取替を行った際、使用者A、Bのメータが誤って取替えられ、双方の水道料金を逆に請求してあった。</p> <p>この場合は、使用者Aの転居によって、メータ取替の誤りが発覚したため、改めてそれぞれの水道料金を算定し、還付や追加の請求が行われていたが、転居等の異動がなければ長期間に亘り誤った請求をし続けることとなる。</p> <p>今後は、このようなミスが起きないように再発防止策を講じていただきたい。</p>
改善内容	<p>指摘のあったメータ取替時のミスについては、交換時のメータ確認を徹底するとともに、業者の交換後にアパート等の集合住宅については職員による現地確認を行うように改善しました。</p>

指摘事項	<p>量水器購入の際、業者への二重払いとなり、戻入処理を行ってあった。</p> <p>業者から請求書が二重に発行されたため、二重払いとなったものだが、備品等の支払いの際には、納品確認を十分に行ったうえで、支払いを行う必要がある。</p> <p>今後は、納品確認から支払事務までのチェック体制を強化し、適正な事務処理を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>指摘のあった二重払いとなった量水器等購入のチェック体制については、発注者・納品確認者・支払処理者が確認出来るよう、支払確認書を添付し、共有化したデータ管理を行うように改善しました。</p>